

板橋区介護保険事業計画2020（案）について

1 「中間のまとめ」からの変更点

中間のまとめの段階では、「介護サービス・事業の利用実績」のうち平成29年度見込値の算定と「第7期計画期間における介護保険サービス見込量」の推計が間に合わないことや、これらをベースとする「介護保険事業費の見込み」、「介護保険料基準額（＝第1号被保険者一人当たりの保険料）」の算定等もできないことから、空欄としていたり記載していない箇所があった。

また、第7期計画では、高齢者の自立支援・重度化防止のための具体的取組み及び目標を記載することとされているが、厚生労働省から目標設定の指針となる「目標達成状況の評価指標」が示される予定であったため、記述を保留していた（昨年12月25日付厚生労働省老健局介護保険課通知により同指標（案）が示されている）。

本編では、これらについて以下のとおり記載するとともに、「計画策定に係る主な制度改正の概要」についても追加している。

- (1) 計画策定に係る主な制度改正を追加（計画書 P6～7）
- (2) 保険者機能の強化による高齢者の自立支援・重度化防止の取組みの推進について記載（計画書 P21～25）
- (3) 介護保険サービス・事業の実績値（平成29年度）を記入（計画書 P74～86）
- (4) 要介護（要支援）度別認定者数の推計値を記載（計画書 P90）
- (5) 第7期計画期間中における介護保険サービス見込量を記載（計画書 P92～105）
- (6) 介護保険事業費の見込みを記載（計画書 P113）
- (7) 第7期介護保険料基準額（月額）及び所得段階別保険料を記載（計画書 P114～115）
- (8) 2025年の介護保険事業費及び介護保険料基準額（月額）の推計を記載（計画書 P116）

また、文章表現や図表・文字の体裁など見やすさを向上させるための修正を随所に加えているほか、パブリックコメントの意見を踏まえ、記述を追加・修正している。

2 パブリックコメント

募集期間：平成29年11月11日（土）～27日（月）【17日間】

件数：14件（2人）

パブリックコメントの主な意見とこれに対する区の考え方

No	意見	区の考え方
1	<p>社会福祉法改正に伴って新たに介護保険事業計画に記載すべき事項が新設されていることについて、「1 背景」と「2 基本理念」の箇所に記載すべき事項ではないか。</p> <p>中間のまとめに記載されなかった重要事項については、再度パブリックコメントの機会を設けていただきたい。</p>	<p>社会福祉法の改正により、新たに①「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備に努めること及び②地域福祉計画の策定に努め、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加すること、の2点が区市町村の努力義務とされました。</p> <p>①に関連して、計画書の「2 基本理念」において、「地域包括ケアシステムの考え方は、障がい者支援、地域の子どもや子育て家庭への支援、生活困窮者支援等にも応用することが可能な概念であると考えられていることから、板橋区においても、地域住民等や支援関係機関等の協働による包括的な支援体制づくりなど地域共生社会の実現に向けた取組みについても検討していきます。」と区の方角性を記載しています。</p> <p>②については、「板橋区地域保健福祉計画」を社会福祉法上の地域福祉計画に位置付けており、今回の法改正を受けて、今後、福祉に関する上位計画として策定し直すことを検討していきます。</p> <p>再度のパブリックコメントは予定していませんが、地域説明会を開催します。</p>
2	<p>「保険者機能の強化による高齢者の自立支援・重度化防止の取組み」について、保険者機能の強化は従来から求められており、既に板橋区で実施している事業と効果についてはその旨を本欄に記載し、国や都の強化策を受けてさらに強化していく方向性を記載すべきである。</p>	<p>第3章1は「保険者機能の強化による高齢者の自立支援・重度化防止の取組み」に関し、区が取り組むべき施策とその目標を記載する項目です。目標達成状況の評価指標が厚生労働省から示された後、地域課題と取組内容及び目標について記載します。(計画書 P21～25)</p>
3	<p>第7期においても「地域ケア政策調整会議」と「板橋区AIP 指針協議会」はそのまま継続するのか、機能を見直すのか、地域包括ケアシステムの進行管理機能はどこが担うのか明記すべきである。</p>	<p>事務局のおとしより保健福祉センターを中心に、本計画期間中も「地域ケア政策調整会議」と「板橋区AIP 推進協議会」を活用して、板橋区版AIP 構築の進行管理等を行うことを記載します。(計画書 P28)</p>

4	<p>「介護予防のための地域ケア個別会議」、「小地域ケア会議」は、介護保険法第115条の48に規定する「地域ケア会議」に位置づけられているものか。</p> <p>「地域ケア会議」については国は5つの機能があると説明しているが、板橋区はその一つとして位置づけているのか。地域の課題を政策レベルにまで結びつける地域ケア会議等の機能についてどのように考えるのか説明が必要ではないか。</p>	<p>第3章2の(2)医療・介護連携のネットワーク会議が地域ケア会議に位置付けているものであるため、名称を地域ケア会議と変更することにより、明確にします。</p> <p>また、国が説明している地域ケア会議の5つの機能にも対応していることを記載します。(計画書P38~39)</p>
5	<p>成年後見制度、虐待防止の取組みについては、制度紹介の記述になっている。通報、立ち入り調査、サービス調整会議、シェルター等の利用、一時保護など現在の実績と対応困難要因等への課題があると想定されるが、状況等の詳しい説明が必要ではないか。</p>	<p>成年後見制度、虐待防止の取組みに係る前計画期間の実績と本計画期間中の計画値を第5章に記載しているため、該当ページを参照するよう記載します。(計画書P47、実績は計画書P105)</p>
6	<p>地域密着型サービスの事業者の参入確保については、公募による情報提供だけでは困難な状況は既に明らかになっている事項である。目標数を記載しても積極的な対応策が提起されていなければ消極的姿勢と捉えられるのではないか。</p>	<p>採算性の問題や看護師等の医療職の人材確保が困難なことが地域密着型サービスへの参入の阻害要因と考えられます。複数のサービスを組み合わせた採算性の高い複合型事業所の整備や医療サービスとの連携による事業展開等について実例を参考に、参入しやすい事業者誘致の手法について検討しています。</p>
7	<p>居宅介護支援事業所の指定権限の移譲については、現行の都道府県から市区町村に移管されることが決定済みであるが、これに関する検討・準備について触れられていない。</p> <p>事業者の指定をすることは、同時に「指定取り消し権」も持つことになり、サービスの質の確保をきめ細かく実施する体制の確保に対しても計画に盛り込む必要性である。</p>	<p>居宅介護支援事業者を対象として、権限移譲に関する説明の機会を設けるなど、事前準備に努めました。</p> <p>また、居宅介護支援事業者に対する勧告、命令、指定取消及び効力停止が可能となり、これまで以上に積極的な関与が求められます。指導方法の見直し等を行い、より一層サービスの質の確保・向上に努めつつ、適正な事業運営を推進する旨、計画書へ記載します。(計画書P100)</p>